

## 市制施行100周年記念事業 森エンジニアリング桐生スタジアム オープニングイベント

オリンピック女子マラソンメダリストの有森裕子さんと群馬大学名誉教授の山西哲郎さんによるトークショーと、ヤマダホールディングス陸上部による陸上クリニックを開催します。

当日は2階観覧席から自由に観覧できますが、観覧席の混雑状況によっては入場をお断りする場合があります。なお、陸上クリニック参加者の募集はすでに終了しています。

期日＝3月20日（祝）

時間＝午前10時～午後0時30分

場所＝森エンジニアリング桐生スタジアム

問い合わせ＝スポーツ振興課スポーツ施設管理係  
（☎内線659）

## 4月3日（土）～18日（日） 吾妻公園チューリップまつり



赤、白、黄色のチューリップ約1万株が開花します。

### ▶写生大会の作品を募集します

入賞者には賞状と賞品、応募者には参加賞を呈呈します。全作品を5月8日（土）から23日（日）まで、吾妻公園イベント室に展示します。

応募期間＝4月3日（土）～18日（日）

対象＝市内の小学生、幼稚園・保育園児が描いた吾妻公園の風景画。用具は自由で、四つ切画用紙を使用。

応募方法＝応募は1人1点まで。画用紙の裏面に学校（園）名、学年、組、氏名（ふりがな）、年齢（未就学児は住所と電話番号）を記入し、4月18日（日）午後5時までに、直接、吾妻公園管理事務所へ。

問い合わせ＝吾妻公園管理事務所（☎22 - 8636）

## 市制施行100周年記念事業 ふるさとキラキラフェスティバル 花と緑の体験教室



市制施行100周年を記念して行われる、ふるさとキラキラフェスティバルで花と緑の体験教室を開催します。

期日・時間など＝下の表のとおり

場所＝中央公民館403号室

募集人数＝各20人（抽せん）

費用＝各2,000円※ふるキラサポーターの人は半額補助あり

申し込み＝3月29日（月）から4月11日（日）までに、各申し込みフォームにアクセスし、必要事項を入力して送信してください。

問い合わせ＝公園緑地課緑化推進係（☎内線765）

### 花と緑の体験教室開催日程

| 期日       | 時間      | 教室名                  | 申し込みフォーム                                                                                                                                                                           |
|----------|---------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4月24日（土） | 午前11時から | いろいろ豊かなフラワーアレンジメント   | <a href="https://ws.formzu.net/dist/S14070351/">https://ws.formzu.net/dist/S14070351/</a><br> |
|          | 午後1時から  | 季節の草花で楽しむ寄せ植え        |                                                                                                                                                                                    |
|          | 午後3時から  | 緑たくさん！観葉植物でつくるギャザリング |                                                                                                                                                                                    |
| 4月25日（日） | 午前11時から | いろいろ鮮やか！生花ミニブーケづくり   | <a href="https://ws.formzu.net/dist/S87347354/">https://ws.formzu.net/dist/S87347354/</a><br> |
|          | 午後1時から  | 壁から吊って楽しむスワッグ        |                                                                                                                                                                                    |
|          | 午後3時から  | 爽やかな香りのユーカリリースづくり    |                                                                                                                                                                                    |

## 令和3年度国民年金保険料 納付額が決定

令和3年度分の国民年金保険料は、月額1万6,610円（年額19万9,320円）です。

納付書は、4月上旬に日本年金機構から国民年金保険料納付案内書と一緒に郵送されますので、納期限までに納付してください。

### ▶前納で保険料が割引に

国民年金には、一括して保険料を納めると割引になる「前納制度」があります。納付額は下の表のとおりです。

現金での一括納付を希望する場合は、前納納付書を使用し、納付書に記載されている期日までに納付してください。

なお、前納した期間中に就職し、厚生年金に加入するなどの理由により保険料を納める必要がなくなった場合は、それ以降の期間の保険料は還付されます。

問い合わせ＝桐生年金事務所（☎44 - 2311）、市民課年金係（☎内線273）



### 令和3年度国民年金保険料納付額（前納の場合）

| 区分    |     | 口座振替     | 現金またはクレジット納付 |
|-------|-----|----------|--------------|
| 6か月前納 | 前納額 | 98,530円  | 98,850円      |
|       | 割引額 | 1,130円   | 810円         |
| 1年前納  | 前納額 | 195,140円 | 195,780円     |
|       | 割引額 | 4,180円   | 3,540円       |
| 2年前納  | 前納額 | 382,550円 | 383,810円     |
|       | 割引額 | 15,850円  | 14,590円      |

## 第5回 桐生・みどり未来創生会議



1月27日（水）、Web会議システムを活用し、第5回桐生・みどり未来創生会議を開催しました。

第5回会議では、両市の連携テーマとして「スポーツに関する連携」と「公共施設の相互利用」の2項目について協議が行われ、小学生ナイター陸上競技教室の共同開催とポッチャ普及事業の共同実施や、公共施設の相互利用・整備に向けて意見交換し、両市連携の必要性が確認されました。

次回の会議では、これまで開催した会議の内容をまとめ、さらに今後進める両市の連携などに関して意見交換を行うことが決定しました。

問い合わせ＝広域連携推進室広域連携推進担当（☎内線386）

## 桐生工業高校の生徒が作った 消毒スタンドを設置しました



1月29日（金）に、未来へはばたけ 山田製作所桐生が岡動物園で、桐生工業高等学校の生徒の皆さんが作成した消毒用ボトルスタンド3基、パンフレットスタンド1基の引き渡し式が行なわれました。これは、平成29年度から同校と連携し、「動物園環境整備活動」として続けている事業で、引き渡された作品は園内に設置されました。

問い合わせ＝未来へはばたけ 山田製作所桐生が岡動物園（☎22 - 4442）

## 税務署で確定申告を行う人へ

令和2年分の所得税及び復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税及び地方消費税の申告と納税の期限は、4月15日（木）まで延長されました。

まだ申告がお済みでない人は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用することにより自宅などで確定申告書が作成できます。

また、令和2年分消費税及び地方消費税の申告は、区分経理を行った帳簿をもとに、課税取引金額計算表の作成が必要です。

税務署で申告する人は、課税取引金額計算表を作成のうえ、申告会場へお越しください。※確定申告会場への入場には、入場できる時間帯が指定された「入場整理券」が必要です。

期限を過ぎて申告や納税をした場合には、申告により納付すべき税額のほかに、無申告加算税や延滞税が課される場合がありますので、ご注意ください。

詳しいことは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）でご確認ください。

**問い合わせ**＝桐生税務署（☎22-3121 自動音声に従い「2」を選択）



## 税の申告はお済みですか



税の申告期限は4月15日（木）まで延長されましたが、桐生市役所6階会議室での申告受付は、3月15日（月）までです。

3月16日（火）以降に申告をする場合は、次の場所で受け付けます。

○**市民税・県民税の申告**…税務課市民税担当（市役所1階14-1番窓口）

○**確定申告**…桐生税務署（末広町）

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、市民税・県民税の申告は、可能な限り郵送での申告書提出にご協力をお願いします。市ホームページに申告書作成支援ツール（エクセル形式）があります。「桐生市 申告」で検索し、ご利用ください。

なお、3月16日（火）以降に申告をされた場合は、令和3年度市民税・県民税の当初課税に間に合わない場合がありますので、ご了承ください。

**問い合わせ**＝税務課市民税担当（☎内線226）

## 都市計画が決定しました

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（東毛広域都市計画圏都市計画区域マスタープラン）の変更、市街化編入、用途地域の変更について、令和2年12月25日に右の表のとおり都市計画が決定しました。

関係書類は、都市計画課（市役所5階）で縦覧できます。※東毛広域都市計画圏都市計画区域マスタープランと市街化編入は、県都市計画課と桐生土木事務所（相生町二丁目）でも縦覧できます。

**問い合わせ**＝県都市計画課（☎027-226-3654）、桐生土木事務所（☎53-0121）※用途地域の変更については、都市計画課計画係（☎内線744）



### 用途地域を変更した地区

| 地区        | 変更前の用途地域 | 変更後の用途地域 |
|-----------|----------|----------|
| 桐生大橋線沿道地区 | 第一種住居地域  | 近隣商業地域   |
|           | 準工業地域    |          |
|           | 工業地域     |          |
| 相老駅周辺地区   | 工業地域     | 第一種住居地域  |
| 広沢町一丁目地区  | 第一種住居地域  | 準工業地域    |

### 市街化区域に編入した地区

| 地区         | 編入後の用途地域 |
|------------|----------|
| 相生町二丁目山廻地区 | 第一種住居地域  |

## 下水道受益者負担金（分担金）の納入にご協力を

下水道の整備は、国や県からの補助金や市の借入金のほか、受益者負担金（分担金）で費用をまかっています。

受益者負担金（分担金）とは、下水道が整備された区域内の土地を所有する皆さん（受益者）から事業費の一部を負担してもらうもので、その土地に対する負担は一度限りです。

なお、対象区域全ての土地が対象になりますが、固定資産税上の地目により猶予期間があります。

また、新里町区域は公共ます1基につき15万円の受益者分担金の負担となります。

### ▶対象者に申告用紙を送付

受益者負担金（分担金）を負担していただく対象者には、4月中に受益者申告用紙を郵送します。

内容を確認し、署名、押印のうえ同封の返信用封筒で返送してください。折り返し決定通知書と納入通知書をお送りします。

納入は、1年を2回に分け、受益者負担金は10回（5年間）、受益者分担金（新里町）は6回（3

年間）で納入していただくことが原則ですが、一括納付もできます。

なお、初年度第1期（6月）の納期限までに一括納付される場合には、割引制度がありますのでご利用ください。

### ▶使えるようになる区域などの図面縦覧

新たに下水道が使えるようになる区域と下水道事業受益者負担金（分担金）を納入する区域の図面を縦覧することができます。

対象となる区域は、下の表のとおりです。

期間＝4月1日（木）から※土、日、祝日を除く

縦覧場所＝下水道課（市役所2階）

問い合わせ＝下水道課業務係（☎内線678）

### 下水道が使えるようになる区域 （受益者負担金（分担金）を新たに納入していただく区域）

- 相生町五丁目
  - 川内町一・三・四丁目
  - 新里町武井（下武井）
- ※ 上記区域の一部です。

## 土地・家屋価格等帳簿の縦覧 固定資産課税台帳の閲覧

縦覧・閲覧の期間＝4月1日（木）～5月31日（月）※土、日、祝日を除く

場所＝税務課（市役所1階）、新里・黒保根支所  
必要なもの＝本人確認書類※委任を受けた人は委任状、借地・借家人などは賃貸借契約書などの書類が必要です。

### ▶土地・家屋価格等帳簿の縦覧

固定資産税の納税者が、本人の土地や家屋の評価額を他と比較し、評価額が適正かどうかを判断するための制度です。

固定資産税納税者と納税者の委任を受けた人は、土地・家屋価格等帳簿を無料で縦覧できます。

ただし、固定資産税の課税標準額合計が、土地で30万円未満、家屋で20万円未満の人は縦覧できません。

### ▶固定資産課税台帳の閲覧

所有者と所有者の委任を受けた人は、固定資産課税台帳を無料で閲覧できます。借地・借家人などは、

使用する土地や家屋のみ閲覧できます（1件350円）。

なお、固定資産課税台帳を閲覧できる人は、台帳の記載事項の証明を受けることもできます。

### ▶路線価図などの公開

土地の評価額算定の基礎になる路線価図と路線価一覧表は、4月1日（木）から公開します。

路線価図には標準宅地の位置と路線番号を、路線価一覧表には路線価と下落率を記載しています。

### ▶課税明細書の郵送

固定資産税の課税内容を確認できるよう、納税通知書に「課税明細書」を同封して5月中旬に郵送します。

### ▶不服の申し出

固定資産課税台帳に登録された評価額に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができます。

申し出の期間は、4月1日（木）以降、納税通知書を受け取った日の翌日から3か月以内です。

問い合わせ＝税務課土地担当（☎内線230・231）、税務課家屋担当（☎内線232・233）